

○霧島市給水条例施行規程

平成17年11月7日

水道部管理規程第10号

改正 平成25年3月29日水管規程第3号

平成26年3月1日水管規程第1号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第2条—第12条)

第3章 給水(第13条—第21条)

第4章 料金及び手数料(第22条—第28条)

第5章 管理(第29条・第30条)

第6章 貯水槽水道(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、霧島市給水条例(平成17年霧島市条例第286号。以下「条例」という。)

第43条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第2条 条例第5条第1項の規定による工事の申込みは、第1号様式によらなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により、工事の承認を受けた者がその設計を変更し、工事を中止し、又はその申込みを取り消そうとするときは、直ちに市長に届け出なければならない。

3 条例第5条第2項の規定による利害関係人の同意書の提出を求める場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき。

第3条 削除

(配水管未布設箇所給水装置の新設)

第4条 給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所、又は水圧の関係により給水が困難であると認められる場合は、給水装置工事の申込みを拒むことができる。

(給水装置工事の完成届)

第5条 給水装置工事の承認を受けた者は、その給水装置工事が完成したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

第6条から第8条まで 削除

(給水装置の修繕費)

第9条 給水装置の破損等の場合の修繕は、申込みにより指定給水装置工事事業者が行うものとする。ただし、軽微な修繕については水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に行わせることができる。

第10条 削除

(工事の施行に伴う復旧工事)

第11条 給水装置工事の施行により土地又は建物その他復旧を要するものがある場合、その工事の申込者の負担によりこれをなし、市はその責めを負わない。

(損害賠償)

第12条 工事等により、配水管及び給水管を破損した場合の修繕料及び水道料金は、市長が別に定める。

第3章 給水

(メーターの保管等)

第13条 水道利用者等は、水道メーター(以下「メーター」という。)の設置場所に計量若しくは修繕に支障を及ぼすような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 メーターの位置は、その水道利用者等において変更することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、位置の変更を請求することができる。

3 前項ただし書の規定によるメーターの位置変更の請求は、第4号様式によるものとし、その変更に必要な費用は、水道利用者等の負担とする。

(管理人選定の届出)

第14条 条例第17条第1項の規定による管理人選定の届出は、第5号様式によらなければならない。

2 条例第17条第2項の規定により、市長が不適当と認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 管理人が未成年であるとき。

(2) 条例により現に処分を受けている者であるとき。

(3) 条例及び規程に違反する行為があったとき。

(共用給水装置の管理人)

第15条 共用給水装置の管理人は、その使用者が納付すべき料金は、その他水道に関する諸納付金を取りまとめて納付し、使用者異動その他必要な事項を処理しなければならない。

(メーターの亡失等の届出)

第16条 条例第19条第6項の規定によるメーターを亡失又は毀損した場合の届出は、第6号様式によらなければならない。

(水道使用者等の届出)

第17条 水道使用者等が条例第20条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定める届出書により届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき 給水装置(開始・休止・廃止)届出書(第7号様式)
- (2) 私設消火栓を消防演習に使用するとき 私設消火栓演習使用届出書(第8号様式)
- (3) 水道の利用者又は給水装置の管理人若しくは給水装置の所有者の氏名又は住所に変更があったとき 給水装置(利用者・管理人・所有者)異動届出書(第9号様式)
- (4) 消火栓を火災に使用したとき 消火栓使用届出書(第10号様式)

(公設共用給水装置の使用)

第18条 公設共用給水装置を使用するとき、又は廃止するときは、前日までに届け出なければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 条例第24条第1項の規定による給水装置及び水質検査の請求は、第11号様式によらなければならない。

2 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要するときは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 給水装置については、その機能に関する通常検査以外の検査を行うときは、検査を要する原因が市長以外の者の故意又は過失による場合の検査を行うとき。
- (2) 水質については、飲料水の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(メーターの試験)

第20条 水道利用者等は、メーターに異状があると認めるときは、第12号様式により市長にメーターの試験を請求することができる。

2 前項の試験の結果、水量の差異が100分の4以内であるとき、使用水量の更正はしない。

(給水の販売等の禁止)

第21条 給水は、市長の許可を受けた場合のほか、これを用途外に使用し、又は他人に分与し、若しくは販売してはならない。

第4章 料金及び手数料

(定義)

第22条 条例第26条の別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般用 臨時用以外の用に使用するもの
- (2) 臨時用 建設現場等において、一時的に使用するもの又は市長が特に認定したもの(料金の算定)

第23条 条例第27条第1項の規定による定例日に係るメーターの点検は、2日から20日までの間において、市長が定める日にこれを行う。

(使用水量の認定方法)

第24条 条例第28条の規定による使用水量の認定に当たっては、別に市長が定めるところにより行う。

(届出がない場合の料金)

第25条 条例第20条第1項の規定による水道の使用の休止又は廃止の届出がない場合においては、水道を使用していないときであっても基本料金を徴収する。

(共同住宅に係る料金算定の特例)

第26条 条例第30条の規定による料金の算定に当たっては、各世帯の使用水量を均等割とし、それぞれに条例第26条の別表を適用して料金を算定し、共同住宅の使用者の料金を一括して徴収する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する共同住宅の所有者又は代理人から申請があり、これを適当と認めた場合は、料金算定の特例を適用するものとする。

(1) 受水槽が設置され、各世帯にそれぞれ単独に水を使用する設備を有し、貯水槽以下給水設備に各世帯のメーターが設置されていないこと。

(2) 各世帯の使用者が専ら家事の用に水道を使用するものであること。

3 前2項の場合において、店舗・事務所等を併設する共同住宅については、店舗・事務所等分の基本料金は、設置されている基本メーターの口径により算定する。

4 第1項の規定による申請は、第13号様式によらなければならない。

(共同住宅に係る各戸検針及び各戸徴収の特例)

第26条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する共同住宅の所有者又は代理人から申請があり、これを適当と認めた場合は、各世帯の検針及び料金の徴収を行うものとする。

(1) 受水槽が設置され、かつ、基本メーターのほか別に条例第19条第3項の規定による各世帯のメーターが設置されていること。

(2) 前号に掲げるもののほか、各世帯のメーターが別に市長が定める基準に基づいて設置されていること。この場合において、貯水槽以下給水設備に各世帯の遠隔測定式メーターが設置してあり、集中検針盤による検針ができること。

2 前項第2号の場合において、各世帯のメーターが計量法(平成4年法律第51号)第72条第1項の厚生労働省令で定めるメーター検定有効期限を過ぎてもメーター交換を実施しない場合は、各戸検針及び各戸徴収の特例を取り消すことができる。

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第27条 条例第35条に規定する料金、手数料及びその他の費用(以下「水道料金等」という。)の軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (3) その他特に市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による水道料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金等減免申請書(第14号様式)によるものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、水道料金等の軽減又は免除の処分を決定し、水道料金等減免決定通知書(第15号様式)により通知するものとする。ただし、第1項第2号の場合は、通知を省略することができる。

(特別給水の料金の額)

第28条 条例第26条の2に規定する特別給水のために特に要した費用に相当する額は、市長が別に定める取扱要綱に基づいて算出した職員費及び車両経費の合計額とする。

第5章 管理

(給水停止の方法)

第29条 条例第39条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の阻止、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

(権利義務の継承)

第30条 給水装置の所有権を譲受けしたものは、前所有者に属した権利義務を合わせて継承したものとする。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第31条 条例第42条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

- 1 この規程は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の国分市給水条例施行規則(平成10年国分市水道事業規則第1号)、溝辺町上水道事業給水条例施行規則(平成10年溝辺町規則第8号)、横川町水道事業給水条例施行規則(平成10年横川町規則第10号)、牧園町水道事業給水条例施行規則(平成10年牧園町規則第11号)、霧島町水道条例施行規則(平成10年霧島町規則第1号)、隼人町水道事業給水条例施行規則(平成10年隼人町企業管理規則第1号)又は福山町水道事業給水条例施行規則(平成10年福山町規則第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月29日水管規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月1日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。